# 第7章　計画の推進に向けて

## １　それぞれの役割と責務

本計画は、子ども・子育てに関わる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけではなく、家庭、地域、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、ＮＰＯや市民活動団体、企業等がそれぞれの立場でその役割を我が事として認識し、相互に連携しながら、丸ごととなって取り組むことが必要です。

■本計画推進における各主体の役割や責務

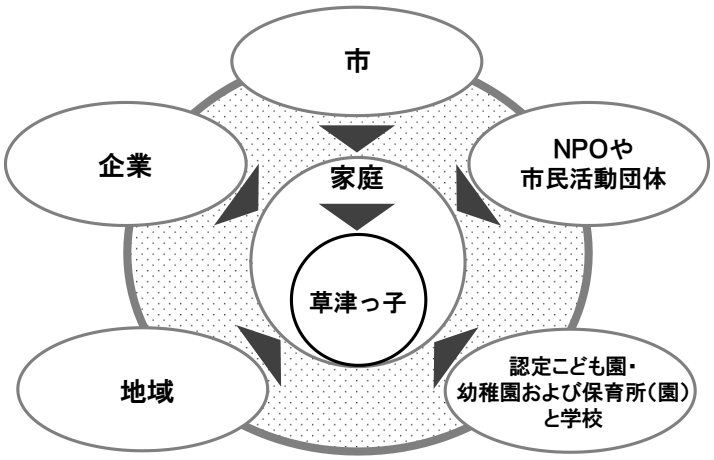


**連携・協働**

**【家庭】**

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担うことや家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わり、育み、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付け、命を尊び健やかな子どもの育ちを支えていくことが求められています。

**【地域】**

地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、非行や犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子どもや子育て家庭が地域で孤立することがないよう、積極的な交流の取組などに参画することが期待されます。

**【認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校】**

認定こども園、幼稚園および保育所（園）や学校は、子どもが多くのことを学び育つ場として、生きる力の育みに向け、確かな学力の向上と豊かな心の育成のための取組が求められています。また、次代の親の育成を見据え、子どもや家庭の大切さを理解出来る機会の充実や、子育てと保護者の親育ちへの支援の推進が期待されています。

**【NPOや市民活動団体】**

子ども・子育て支援や青少年健全育成など、様々な活動を展開しているＮＰＯや市民活動団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、子どもや子育て家庭に寄り添い、応援する役割が期待されています。市や企業、地域との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

**【企業】**

企業は、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることが、少子高齢化の日本を元気な社会にすることにもつながり、仕事と生活の調和を図る職場環境づくりが期待されます。また、子ども・若者が、それぞれの能力と適正に応じた雇用の場に着き、地域で自立した生活が送ることができるような社会の実現に向けた取り組みが求められます。

**【市】**

市は、計画の推進主体として、子ども・子育て支援事業計画における施策・事業、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、市民や企業・団体等との連携や協働における各主体の活動支援を図りながら、本計画を着実に実行していきます。

# 2　推進体制

## (1)推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、多分野にわたる総合的な取組が必要となるため、県および、近隣市町の関係部局や庁内の関係各課との連携・調整を図り、施策の推進に努めます。

また、本市のすべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めるとともに、仕事と家庭・地域生活の調和が図れるモデル職場としての環境づくりを進めます。

## (2)市民・関係団体との協働による推進

社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支援するためには、家庭、認定こども園、幼稚園および保育所（園）と学校、ＮＰＯや市民活動団体、企業等が、本計画の理念を共有する必要があり、各主体が子ども・子育て支援に主体的に取り組めるよう働きかけます。

## (3)広報・啓発による推進

本計画や目指す子どもの姿である「草津っ子」の広報により、子育て支援の強化、家庭の子育て力の向上、市民の子育て支援への参画と企業の職場環境づくりを促し、社会全体での子育てを推進します。また、支援が必要な人へ適切な情報が届くように、ホームページや広報、パンフレット等を活用し、きめ細かな情報提供に努めるとともに、広く周知していきます。

# 3　計画の検証方法と中間年度での見直し

本計画の目標、施策ごとに、施策の方向で示した事業の実施状況について、毎年度、草津市子ども・子育て会議で評価を行います。会議では、施策の方向どおりに事業が実施できているのかを評価します。

また、本計画第５章～第６章の重点的な取組については、数値による把握・評価を行い、評価を数値化することで、どの目標・施策の進捗状況が遅れているかなどを明確にするとともに、その理由や事業の実施に伴う課題を明らかにします。

また、子ども人口の推移や子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の状況等を踏まえ、国の基本指針に基づき、中間年度である令和４年度を目途に、量の見込みと確保方策について見直しを行います。

■計画の進行管理のイメージ

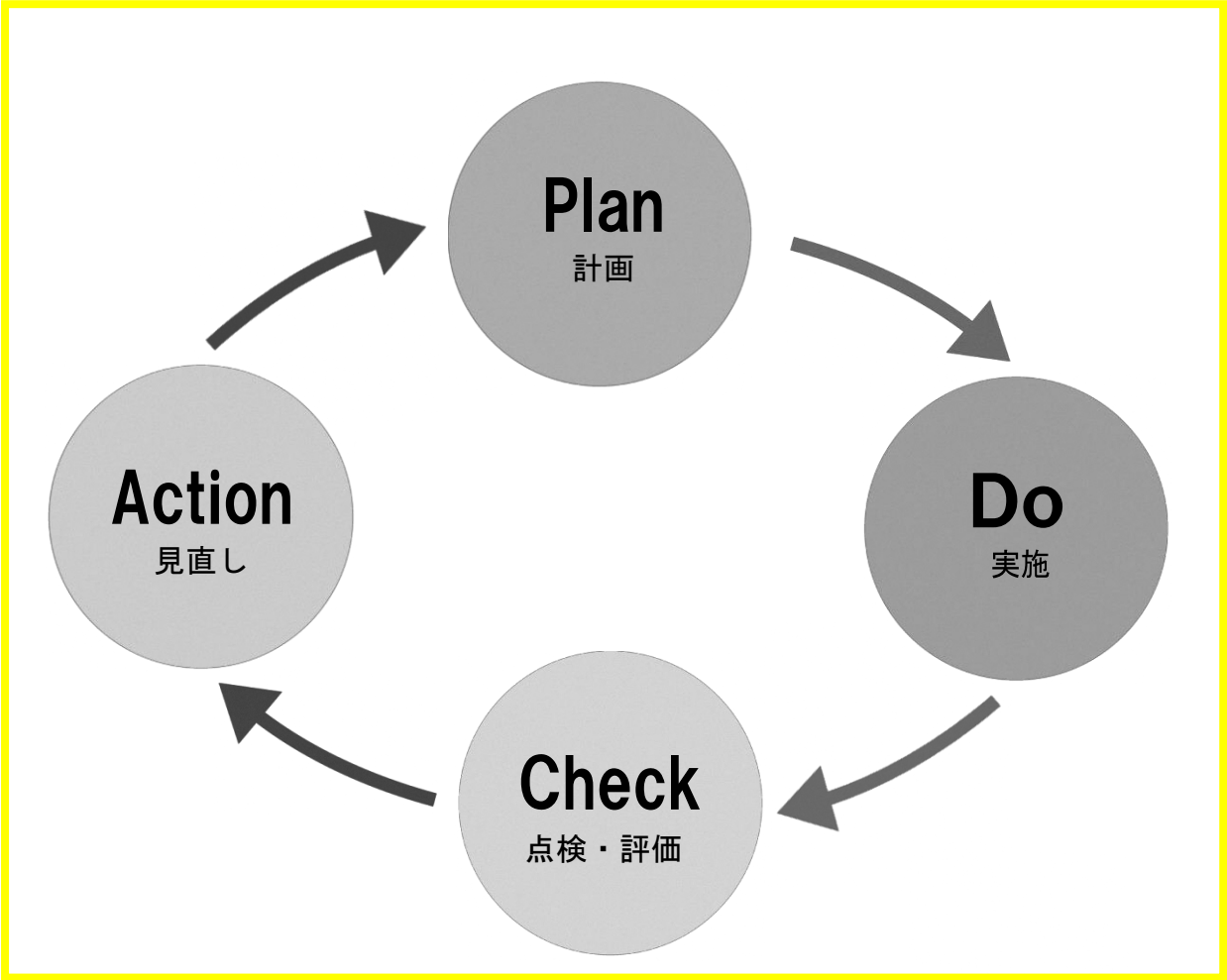

資料１

# 資料編

## １　草津市子ども･子育て会議委員名簿

## ２　草津市子ども･子育て会議における検討経過